

地域における夜間・休日の医薬品提供体制（在宅含む）の構築、リスト化
及び周知等について

令和6年3月5日に厚生労働省より令和6年度診療報酬改定の通知が発出されたところであり、地域支援体制加算等の施設基準の算定要件として、夜間・休日を含む時間外の対応、災害・新興感染症への対応、在宅医療への対応といった、薬局が果たす医薬品提供体制に関する情報を、地域の行政機関もしくは薬剤師会等を通じて、地域住民、医療関係者等に対して情報発信を行うことが求められています。

これを踏まえて、3月21日発出の事務連絡にて静岡県薬剤師会で、県内の保険薬局の医薬品提供体制に係る情報を収集し、HP掲載されております。

浜松市薬剤師会では、収集した情報をもとに、浜松市および湖西市に所在する各保険薬局の情報リストをホームページ等において地域住民や医療関係者等に向け、わかりやすく適切に提供するため、静岡県薬剤師会から情報提供いただき、作業を進めているところです。

非会員各薬局様につきましては、別に示す要領通りにHP掲載を行います。

要領をご確認の上、下記に従ってGoogleフォームにて情報入力いただき、事務局からの指示に従い掲載料をお振込みください。（Googleフォームにご記入いただいただけでは掲載できかねますので、ご了承ください）

お急ぎの場合は、浜松市薬剤師会事務局にお越しいただき、掲載申込用紙にご記入の上、掲載料と共にお申込みください。よろしくお願いいたします。

記

（1）流れ

- ① 要領を確認
- ② Googleフォームより回答入力及び申込届を事務局へ提出
- ③ Googleフォーム及び申込届を受け付け次第、事務局より連絡用メールアドレスあてに掲載料の請求書を送付
- ④ 掲載料の振り込みが確認でき次第HP掲載

（2）保険薬局回答用 URL（Google フォーム）

<https://forms.gle/zyrroq8uVobY4biW6>



非会員用 Google フォーム

一般社団法人浜松市薬剤師会

電話:053-455-2976

FAX:053-455-0627

E-mail:office@hamayaku.org